

## 第5章 計画の推進体制

### 1 計画の推進体制

#### (1) 関係機関等との協働体制

計画に掲げた施策を効果的かつ効率的に実施し、本市の教育が目指す姿を実現するため、庁内・市長部局の関連部署と緊密な連携を取っていきます。

また、学校・家庭・地域、関係機関・団体等の信頼を得て、協働しながら施策を推進していく体制を整備します。

#### (2) 計画の周知と情報収集

本市教育の目指す姿や施策・取り組み等が、教育関係者や保護者をはじめとした市民に広く理解されるよう、市の広報紙やホームページ等多様な媒体を活用して、積極的に情報発信を行います。

また、国・県の施策等教育に関する情報を迅速に収集するとともに、市民や関係機関・各種団体の教育に関する要望や意見を聞き取り、市の施策に反映させるべく努力します。

### 2 計画の進捗管理・評価と見直し

本市教育委員会では、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条に基づき、教育行政事務の管理及び執行状況について毎年点検及び評価を行い、結果に関する報告書を作成し、市議会に提出するとともに市のホームページで公表しています。この制度を活用して、本計画の進捗度合いの管理と評価を行います。

評価にあたっては、3つの基本目標の達成のために掲げた8つの施策の成果指標の達成状況を把握するとともに、施策の柱ごとに定めた主な取り組みに関わる事務事業評価の結果を分析することで、効果的な施策の推進に反映させていきます。

また、策定から5年後を目途に見直し、計画の進捗状況を踏まえた上で、新たな計画を策定するものとします。